

浪江町国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月
浪 江 町

【 目 次 】

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 地域特性

- 1 浪江町の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 浪江町における主な自然災害リスク・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 脆弱性評価

- 1 評価の枠組み及び手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 強靱化の推進方針

- 1 推進方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 推進方針の具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第6章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 2 進捗管理及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

《巻末資料》 施策分野ごとの強靱化施策

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路等の基幹的な交通基盤の分断、堤防や港湾施設の壊滅的被害等、産業・交通・生活基盤において、町内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、町内全域に避難指示が発令され、全町避難を余儀なくされる等、町のあらゆる基盤が根底から覆される事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。福島県においても、平成 30 年 1 月に「福島県国土強靱化地域計画」が策定された。

浪江町においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「浪江町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、町の最上位計画である浪江町復興計画【第 3 次】や、浪江町地域防災計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画、県の地域計画を踏まえ、本町の基本目標として、次の項目を設定する。

1	人命の保護が最大限図られること
2	町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3	町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4	迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7	制御不能な二次災害を発生させない
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念・基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。

- 国、県、町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害からの復興・再生を中心として、医療、福祉、教育の確保、福島イノベーション・コースト構想による新産業や雇用の創出、事業や営農の再開支援、風評払拭・風化防止等に取り組み、本町の復興を加速させていく。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 浪江町の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本町は、福島県の東端に位置し、総面積は 223.10 km²である。本町西部には阿武隈山系の山地・丘陵地、中部・東部に平坦地と太平洋を配した西高東低の地勢を形成している。

北部を流れる請戸川は、水源を伊達、田村郡境日山より、津島、荻野地区を貫流し、南部を走る請戸川支川高瀬川は、田村郡より発する葛尾川及び古道川の清流を集め東流し、両川は浪江地区を抱き、幾世橋地内において南北河川が請戸川に合流となり、流程48km大字棚塩と大字請戸の間を太平洋に注いでいる。また、双葉郡大熊町に水源を得る前田川は、双葉町を経て請戸地区南部大字両竹を貫き大字中浜と双葉町中野の間を太平洋に流れている。

阿武隈山地周辺は、中生代白亜紀の花崗岩からなっている。また、浜通り周辺は、双葉断層に沿って中生代の相馬中村層群が分布しており、砂岩、泥岩（粘板岩）、石灰岩等の堆積岩からなっている。太平洋沿岸の丘陵及び低地には第三紀層や第四紀層が広く分布している。

海、川、山と多様な自然環境を有し、海洋性気候により比較的温暖な地域であり、冬でも降雪が少なく、年間平均気温も 13.5℃と全般的に快適な居住環境にある。

福島第一原子力発電所の所在する双葉町に隣接しており、福島第一原子力発電所において大規模な事故等が発生した際には避難を必要とする。

(2) 人口

本町の人口は、昭和 60 年の 23,595 人から減少傾向となり、令和 2 年 4 月末時点で 16,950 人となっている。

都市部への人口流出、未婚化・晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加等の要因により人口減少が進み、平成 23 年 3 月の東日本大震災及び原子力災害の発生後、若い世代を中心に町外への人口流出が続き、人口の流動が大きくなっている。

本町では、人口減少・高齢化の進行の度合いが深刻な状況にあることから、避難者の帰還や移住定住の促進等による人口流出の抑制に向け、原子力災害の収束と安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現が求められている。

(4) 社会基盤

本町では、東北圏と首都圏を結ぶ常磐自動車道、町内の南北に縦断する国道 6 号、東西する縦断する国道 114 号、J R 常磐線等の交通網が整備されている。

人流・物流の拠点としては、イノベーション・コースト構想に基づく産業や町内

各所の産業団地、請戸漁港等があり、雇用の創出をはじめとする様々な経済活性化効果を地域に与えている。

また、原子力災害の発生を契機として、再生可能エネルギーの推進に重点的に取り組んでいる。

(5) 原子力災害による避難指示区域の発生

東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、原子炉内の燃料損傷により大量の放射性物質が放出され、大規模自然災害と原子力災害が重なる未曾有の複合災害となった。発電所の周辺地域等では避難指示区域が設定され、全ての町民が他地域への避難を余儀なくされた。

また、農産物や農地、水産物、資材等が汚染され、あらゆる産業が大きな打撃を受ける事態となった。

避難指示区域の見直しにより、避難指示の解除が進むとともに、役場機能や商業施設、医療機関等の整備が進み、町内居住者は徐々に増加傾向にある。しかしながら、いまだ 20,218 人の町民が町外で生活をしており（令和 2 年 4 月末時点）、さらなる帰還促進に向けて、医療・保健福祉サービスの提供体制や教育環境の整備、雇用の創出、産業・生業の再生、風評の払拭、防犯・防災対策、地域コミュニティの維持・再生等、取り組むべき多くの課題を抱えているほか、帰還困難区域等における災害の発生に備えた対策も求められる状況にある。

2 浪江町における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波災害

本町の位置する東日本太平洋沿岸沖には日本海溝があり、北アメリカプレートに太平洋プレートが沈み込んでおり、海溝型地震が頻発している。また、阿武隈山地には、双葉断層が南北に貫いており、直下型地震のリスクも潜在する地域である。

阿武隈高地東縁部には顕著な活断層が認められ、内陸直下型地震が発生するリスクを抱えている。

また、本町沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本町沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、震度 6 強を観測し、町役場庁舎等の公共施設をはじめ、多数の建造物に被害が発生した。

また、津波被害も発生している地域であり、東日本大震災では、請戸地区で 15m 以上の巨大津波を観測し、請戸地区全域、南棚塩地区等の沿岸部に甚大な被害をもたらした。

昭和以降浪江町で発生した地震災害は以下のとおりである。

災害発生日時	名称・震源地	震度等	被害の概要
昭和2年(1927年) 8月6日	阿武隈川河口	震度4	・6日午前6時14分ころ、県下全域に強い地震があった。震源は、阿武隈川の河口から東南東印刷の海底で各地に被害を出した当町では大きな煙突が折れる等の被害が出た。
昭和53年(1978年) 6月12日	宮城県沖地震	震度4 (小名浜)	・本震6月12日午後5時14分 ・下から突き上げる震動とともに強震がおそう。 ・住家被害一部破損12棟
平成23年(2011年) 3月11日	東北地方太平洋沖地震	震度6強	・本震3月11日午後2時46分 ・太平洋の三陸沖を震源として発生し、日本の観測史上過去最大の地震であった。また、この地震による津波も発生し、当町でも類を見ない甚大な被害を受けた。 ・人的被害：死者542名、 行方不明者32名 負傷者不明 ・住家被害：全壊759棟 半壊1,637棟 一部損壊118棟 平成28年9月1日現在 (消防庁発表)

(2) 風水害・土砂災害

本町には、福島県の管理する二級河川の請戸川及び高瀬川が流れており、阿武隈山地から太平洋に注いでいる。

これらの河川は、急流河川が多く、大雨による災害の発生頻度が高く、かつ、流域における都市化に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、甚大な浸水被害につながる恐れのある地域である。

これまで本町では、台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が頻発しており、平成元年8月の台風13号等で、二級河川の氾濫、内水氾濫等により、住宅地や農用地等への甚大な被害が生じた。

昭和以降浪江町で発生した風水害等は以下のとおりである。

災害発生日時	災害の種類	被害の概要
昭和3年(1928年) 3月2日～4日	風害	・4日午前0時30分ごろ、常磐線夜ノ森～大野駅間の熊川鉄橋で進行中の貨物列車が6両目から後部の貨車14両が河中に吹きとばされた。

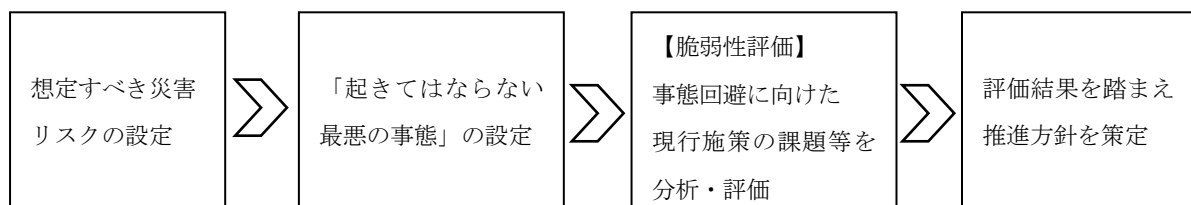
		・福島最大の風速 2日 7.3m/s (南南西) 3日 13.8m/s (西) 4日 9.4m/s (西南西)
昭和4年(1929年) 5月23日～24日	水害	・23日から24日の朝にかけて本県沖を通った台風並の低気圧(中心気圧980mb)により福島県全域が暴風雨による被害をうけた。 ・被害は浜通りが最も多かった。 ・23日原町の日降水量は455mmとなり日降水量の最多記録となった。
昭和6年(1931年) 10月13日～14日	水害	・13日午前中から雨が降り出し、夕方から暴風雨となった。 ・浜通り地方と県南地方に特に大きな被害が発生した。 ・当町で家屋浸水200戸
昭和33年(1958年) 9月26日～27日	狩野川台風	・26日夜半から27日朝まで各地で大雨が降り、特に県北と相双地方では300mmを越す豪雨となった。 ・富岡では1時間当たり81mm、小高町で日雨量321mmの記録的大雨であった。
昭和38年(1963年) 1月7日	高潮	・7日浜通り海岸に高さ3～4mの高潮が押し寄せ、満潮時の正午から3時ごろの間に、請戸棚塩海岸に被害を出した。
昭和39年(1964年) 12月23日	高潮	・23日請戸東向地内の防波堤が7mの大波に洗われ破損した。 ・住家4戸が波をかぶり避難した。
昭和40年(1965年) 1月17日～18日	高潮	・17日夜から18日にかけて、請戸海岸に高さ4mの高波が押し寄せた。 ・請戸地内で堤防決壊80m、住家全壊4戸、付近の住家10世帯が避難した。
昭和40年(1965年) 3月25日	高潮	・21日夜から22日にかけて、浜通り地方に4～5mの高波が押し寄せた。
昭和40年(1965年) 10月5日	高潮	・5日台風の影響で、浜通り沿岸に5～6mの高波が押し寄せ、請戸地区の堤防が一部決壊した。
昭和46年(1971年) 8月31日～9月1日	台風23号	・31日午後2時ごろから1日未明にかけて、雨台風23号によっていわき市を中心に浜通り、中通りに大きな被害を被った。 ・水道施設の被害により給水不能となった。
昭和50年(1975年) 2月21日	雪害	・林産被害31,275千円

平成元年(1989年) 8月6日	台風13号	・本町一円に記録的な被害を発生させた。 ・斉藤屋敷、大添、上蔵役目、下蔵役目、小関地区の大半が床上浸水となり、一時急激に流入する河川水により孤立状態となった。 ・被害額 44億3千万円
令和元年(2019年) 10月12日～13日	東日本台風 (台風19号)	・台風の接近・通過に伴い、12日夕方から13日未明にかけて、局地的に猛烈な雨となった。11日15時から13日6時までの降水量は、津島で337.0mm、浪江で319.5mm。 ・住家被害 半壊4棟 ・非住家被害 半壊11棟 ・農作物被害額 4,921千円 ・公共土木施設被害額 615,735千円

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の枠組み及び手順

「脆弱性の評価」とは、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するもの。脆弱性評価の結果を基に、本町に必要な「強靱化施策の推進方針」を策定する。なお、評価は次の枠組みにより実施した。



（1）対象とする災害リスク

本町に甚大な被害をもたらす可能性のある大規模自然災害全般（地震、津波、風水害、土砂災害等）について、本計画の想定すべき災害リスクの対象とする。

（2）「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

第2章で設定した「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		事態番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1－1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1－2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1－3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1－4	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2－1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2－2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2－3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2－4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2－5	被災地における感染症等の大規模発生
		2－6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3－1	被災による治安の悪化、社会の混乱
		3－2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4－1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4－2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4－3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5－2	食料等の安定供給の停滞
		5－3	異常渇水等による用水の供給途絶
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6－1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6－2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6－3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7－1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7－2	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7－3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8－2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8－3	貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8－4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8－5	風評等による地域経済等への甚大な影響

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定した。

1	行政機能／消防等
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林水産
8	環境
9	国土保全・土地利用
10	リスクコミュニケーション
11	老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各課等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに策定した。

なお、本計画で設定した29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

2 推進方針の具体的内容

本町の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

なお、施策分野ごとにまとめた強靱化施策は、巻末資料1のとおりである。

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(1) 住宅・建築物の耐震化等・・・・・・・・・・【施策分野 2】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	災害により住宅や建造物が倒壊し被害が生じる事態を防ぐため、本町の公共施設については耐震化を実施済みであるが、住宅や建築物に関しては、引き続き耐震化を進める必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、建築物の倒壊等による被害を最小限に抑えるため、「住宅、建築物安全ストック形成事業」等を活用し、支援制度の活用促進、啓発の強化等、住宅・建築物の耐震化に係る取り組みを推進する。

(2) 公営住宅等改修事業の推進・・・・・・・・・・【施策分野 2、11】(住宅水道課)

脆弱性評価	幾世橋集合住宅は、雇用促進住宅を改修した鉄筋コンクリート造 4 階建の町営住宅であり、建設から 36 年経過している。 改修の際に躯体の損傷等を確認し進めたが、大地震等の災害が発生した場合、外壁等が落下し入居者等が死傷することが考えられる。
強靱化施策の推進方針	町は、大地震等による建築物の倒壊や外壁等落下物の被害を最小限度に抑えるため、浪江町営住宅長寿命化計画に基づき、国庫補助等を利用し公営住宅の改修を推進する。

(3) 公園等の安全対策・・・・・・・・・・【施策分野 2】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	公園等は、町民のレクリエーションのための活動場所や市街地における環境保全・景観形成の役割を有するほか、災害時の指定緊急避難場所や火災の延焼防止機能等の防災機能を備えた公共施設であることから、計画的な維持管理を行い、安全性を確保する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、公園等の施設、遊具、植栽等の適切な管理・整備を行い、都市機能の安全性向上と公園等利用者の安全確保に努める。

(4) 無電柱化の推進・・・・・・・・・・【施策分野 2】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送路等の無電柱化を進める必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、国・県等が管理する緊急輸送路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。

	また、町道及び中心市街地や浪江駅周辺等の必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。
--	---

(5) 落石・土砂流入防止施設の整備・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	山間部の町道等において、地震や台風時に山側からの落石や土砂の流入が発生し、通行の支障及び道路の寸断に至る可能性がある。
強靱化施策の推進方針	町は、過去に落石が発生した箇所や大雨時に土砂流入が発生しそうな箇所を調査し、法枠や落石防止網等の落石防止施設や法面保護施設の整備を計画的に実施することで、道路通行者の安全確保を図る。

(6) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備

・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、災害等により国道や県道が通行止め等となった際の対策や、代替路の確保等を国や県に要請する。 また、国及び関係機関に対し、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

(7) 交通ネットワークの整備・・・・・・・・【施策分野6】(総務課・まちづくり整備課)

脆弱性評価	市街地中心から離れた集落等において、高規格道路である常磐自動車道、国・県道とのアクセスに利用される町幹線道路は重要な生活基盤であり、高次医療機関との救急医療ネットワークとして、さらには災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせないものである。 各集落(行政区)で基幹となる幹線道路が機能しなくなると、町民の安全・安心な暮らしが確保できなくなる恐れがある。
強靱化施策の推進方針	町は、重要な生活基盤であり、災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせない、常磐自動車道、国・県道とアクセスする町幹線道路の整備促進を図る。 また、町民の生活交通にも考慮し、災害時の避難・救助活動のルート複数確保の観点から、ガードレール等の交通安全設備を含む町道の維持管理・修繕・整備に努める。

(8) 歩行者避難空間の確保・・・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	市街地中心部等において、一部の基幹道路を除いては歩道の整備がされておらず、車道幅員も狭隘であるため、車両と歩行者の分離が困難であり、火災や自然災害発生時の安全な避難空間が確保されていない。
強靱化施策の推進方針	区画整理事業や道路拡幅事業は住民負担が甚大であるほか、整備効果を発揮するまでに莫大な財源と相当の期間を要することが想定される。 このため、比較的短期間でより経済的に効果を発揮させるため、町は、既存道路の側溝施設等を再整備することで新たな歩行区間を構築し、車両と歩行者の安全な避難空間を確保する。

(9) 橋梁・トンネルの耐震対策・・・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	町内の国・県が管理する道路が緊急輸送路となるなか、これらの道路に係る橋梁・トンネルが本来有する機能を発揮しなくなると、住民の生命の安全や円滑な物流の確保ができなくなる恐れがある。		
強靱化施策の推進方針	避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ道路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要があるため、町は、施設の耐震対策を計画的に実施していく。		
指 標	橋梁の修繕数	現在値	目標値(令和7年度)
		-	10 橋梁

(10) 橋梁・トンネルの長寿命化・・・・・・・・・・【施策分野6、11】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	町内には、老朽化が進む橋梁・トンネルが複数存在しており、これらの施設が常に安全・安心に利用できる状態でなければ、災害発生時等に利用者の安全の確保が困難となる恐れがあるほか、町内各所で孤立集落が発生する可能性がある。		
強靱化施策の推進方針	町は、従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度等に基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。		
指 標	橋梁の修繕数	現在値	目標値(令和7年度)
		-	10 橋梁

(11) 学校施設の機能強化、長寿命化・・・・・・・・・・【施策分野3、11】(教育委員会事務局)

脆弱性評価	学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、屋根・外壁改修、設備の改修等を進めていく必要がある。
-------	---

	災害時における学校施設等の避難所・避難場所機能を確保するため、学校施設の長寿命化等の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
強靱化施策 の推進方針	町教育委員会は、屋根・外壁・設備の改修等を計画的に進めるとともに、学校施設等の長寿命化等の老朽化対策を計画的に進める。

(12) 公共施設等総合管理計画の推進・・・・・・・・【施策分野 1、11】（企画財政課）

脆弱性評価	町が保有する公共施設等（インフラ施設を含む）の老朽化対策については、維持補修等の必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える施設も多く見込まれている。 避難施設となる学校等の各施設をはじめ、道路、橋梁等は災害対応にいて欠かせない施設であり、機能確保が求められる。 そのため、長期的な視点のもと、維持管理コストの縮減や財政負担の平準化、更新・統廃合・転用及び長寿命化等の公共施設等の総合的なマネジメントを計画的に進めていく必要がある。
強靱化施策 の推進方針	町は、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点のもと、維持管理コストの縮減や財政負担の平準化に努めながら、更新・統廃合・転用及び長寿命化等に取り組み、公共施設等の総合的なマネジメントを計画的に進めていく。

(13) 防災行政無線システムの適正な管理・運用・・・・・・・・【施策分野 1、4】（総務課）

脆弱性評価	町は、デジタル式防災行政無線システムを構築した。停電時の電源確保のため非常用電源設備を備えており、町内全域に47基の屋外拡声子局（スピーカー）を設置し、災害発生時の情報伝達体制及び避難情報伝達体制の強化を図っている。 防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、避難情報等の伝達手段として重要な役割を果たすことから、町は、日頃から屋外拡声子局等が正常に稼働していることを確認する等、今後も適正な管理・運用を行っていく必要がある。
強靱化施策 の推進方針	町は、屋外拡声子局等の稼働状況を定期的に確認する等、今後も適正な管理・運用を行っていく。

(14) 防災行政無線戸別受信機の設置・・・・・・・・・・・・・・・・【施策分野 1、4】（総務課）

脆弱性評価	豪雨等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくいいため、戸別受信機による情報伝達手段を設置する必要がある。
強靱化施策 の推進方針	町は、必要な町民へ戸別受信機の設置を進める。

(15) 緊急情報の伝達手段の多重化・・・・・・・・【施策分野 1、4】（総務課・企画財政課）

脆弱性評価	町は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を町民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした町防災メール、さらに、町ホームページ等により災害情報や避難情報等の配信を行う等の伝達手段の多重化の継続・拡充を図る必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、伝達手段の多重化を図っており、今後も継続・拡充を実施していく。

(16) 消防団の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・【施策分野 1】（総務課）

脆弱性評価	消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。 団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む必要がある。 さらに、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防施設や、消防装備、消防資機材、消防車両等の整備充実にも今後も継続して取り組む必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、青年層の消防団加入を促進、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む。 さらに、町は、団員の教育訓練を推進するほか、消防施設や、消防装備、消防資機材、消防車両等の整備充実にも今後も継続して取り組む。

(17) 自主防災組織の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・【施策分野 10】（総務課）

脆弱性評価	大規模災害発生時は、行政機関の「公助」による対応に限界がある。過去の地震発生直後では、「自力・家族」、「住民同士」の助け合いにより多くの命が救われ、地域の防災活動の重要性が明らかになっている。 防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、町や浪江消防署等による指導、助言等の支援を図ることが必要である。
強靱化施策の推進方針	地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、町は、浪江消防署と連携しながら指導、助言等の育成を実施する。

(18) 救急・救命体制の整備・・・・・・・・・・【施策分野 3、10】（総務課）

脆弱性評価	高齢化の進展、疾病構造の変化により、救急・救命業務は年々増加傾向にある。町は、町内の学校やスポーツ施設等の公共施設に AED（自動体外式除細動器）を設置し、急病等による心停止や心室細動を起こした人を蘇生させるための環境整備を行っている。 救急・救命の方法の普及を図り、救命率の向上に取り組む必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、浪江消防署と連携しながら、幅広い年齢層を対象に救命講習会を開催し、心肺蘇生法や AED の技術習得の普及等、救命率の向上に取り組む。

(19) 避難所の開設運営・・・・・・・・・・【施策分野 3】（教育委員会事務局）

脆弱性評価	町は、災害が発生又は発生する恐れがあり、町民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、町民の安全を確保する。 避難所においては、避難者の状況把握、避難所の環境保全、衛生管理、感染症対策等の各種対応を行う必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、避難所の運営にあたって、避難者名簿作成による避難者の状況把握をはじめ、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、さらには、衛生管理・感染症対策、保健師による巡回健康相談、被災者支援情報の提供等、各種避難者対応を実施してきた。 今後もこれらの対応を継続していく。また、町は、避難所における避難者の生活ニーズに対し、可能な限り対応できるような体制を整備していく。

(20) 施設管理者と連携した円滑な避難所の開設

・・・・・・・・・・【施策分野 3】（教育委員会事務局）

脆弱性評価	避難所のスムーズな開設・運営により避難者の迅速な救助を実施するため、避難所となる学校等の施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図る必要がある。
強靱化施策の推進方針	町教育委員会は、避難所となる学校等の施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図る。

(21) 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営

・・・・・・・・・・【施策分野 3】（教育委員会事務局）

脆弱性評価	町は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者について、災害時に避難情報の伝達や、福祉避難所を開設して安全の確保、必要に応じた福祉避難所への移送支援を行うことが必要である。また、町は、福祉避難所の円滑な開設、運営のための計画づくりをしていく必要がある。
-------	--

強靱化施策 の推進方針	町は、避難行動要支援者への災害時における避難情報の伝達や、福祉避難所の開設による安全確保、必要に応じた避難所までの移送支援を継続して取り組む。また、町は福祉避難所の円滑な開設、運営のための計画づくりを行う。
----------------	---

(22) 避難行動要支援者の把握・・・・・・・・・・【施策分野 3】（介護福祉課）

脆弱性評価	町は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成・更新し、支援対象となる避難行動要支援者を明確にするとともに、大雨洪水時等における円滑な避難の支援を実施する必要がある。
強靱化施策 の推進方針	町は、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し毎年更新を行い、支援対象となる避難行動要支援者を明確にしておき、今後も継続して取り組んでいく。また、名簿を基に大雨洪水時等における円滑な避難の支援を行う。

(23) 保護者への迅速で確実な情報伝達・・・・・・・・【施策分野 10】（教育委員会事務局）

脆弱性評価	各学校等に整備した防災行政無線やメール配信システム等を活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達を図る必要がある。
強靱化施策 の推進方針	町教育委員会は、各学校等のメール配信システム等を活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めており、今後も継続して実施していく。

(24) 防災教育の推進・・・・・・・・・・【施策分野 10】（教育委員会事務局）

脆弱性評価	児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、防災教育に取り組む必要がある。 また、各学校等では学校防災計画等を策定し、その計画に基づく防災訓練を実施する必要がある。
強靱化施策 の推進方針	町教育委員会は、防災教育を推進するとともに、各学校等では学校防災計画等を策定し防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく。 また、町が新たにハザードマップを更新した場合に、各学校等では、変更等の状況に合わせて学校防災計画等の見直しを実施する。

リスクシナリオ	
1－2	大規模津波等による多数の死傷者の発生

(1) 津波避難路等の整備・・・・・・・・・・【施策分野 6】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	東日本大震災時に発生した津波により、多くの町民が犠牲になった。 そのため、町は、津波発生時に高台へ避難するための道路等の整備を実施してきており、今後も早期完成に向け事業を進める必要がある。 また、避難者に対し避難路へ誘導するための、分かりやすい表示板等の設置が必要である。
強靱化施策の推進方針	町は、津波発生時に高台へ避難するための道路等の整備について、早期完成に向け事業を進めていく。 また、避難者に対し避難路へ誘導するための、分かりやすい表示板等の設置を実施する。

(2) 津波の緊急避難場所標識の設置・・・・・・・・・・【施策分野 10】(総務課)

脆弱性評価	東日本大震災で発生した津波により、沿岸地域では町民等が犠牲となった。 町は、津波発生時の町民や観光客等の迅速な避難につなげるため、津波の緊急避難場所標識を作成する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、津波の緊急避難場所標識を作製・設置し、津波発生時の町民や観光客等の迅速な避難につなげる。

(3) 津波ハザードマップの作製、活用の促進・・・・・・・・・・【施策分野 10】(総務課)

脆弱性評価	東日本大震災で発生した津波により、沿岸地域では多くの町民が犠牲となる甚大な被害が発生した。平成31年3月に県が公表した津波浸水想定区域図(千年に一回程度の想定)をもとに、令和2年4月に町が改定した防災ハザードマップの周知を図り、町民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、津波に対する防災意識の向上を図る必要がある。		
強靱化施策の推進方針	町は、令和2年4月に改訂した防災ハザードマップについて、町民や関係機関等へ広く配布するとともに、町ホームページへ掲載する等継続して周知に努めており、町民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、津波に対する防災意識の向上を図る。また、町は、各学校等の防災訓練において津波ハザードマップを活用してもらうよう働きかけを行う。		
指 標	防災訓練の参加者数	現在値	目標値(令和7年度)
		50人/年(令和元年度)	100人/年

《再掲載事業》

- (4) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)
.....【施策分野 6】(まちづくり整備課)
- (5) 交通ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)
.....【施策分野 6】(総務課・まちづくり整備課)
- (6) 歩行者避難空間の確保 再掲 (P15 参照)
.....【施策分野 6】(まちづくり整備課)
- (7) 学校施設の機能強化、長寿命化 再掲 (P15 参照)
.....【施策分野 3、11】(教育委員会事務局)
- (8) 防災行政無線システムの適正な管理・運用 再掲 (P16 参照)
.....【施策分野 1、4】(総務課)
- (9) 防災行政無線戸別受信機の設置 再掲 (P16 参照)
.....【施策分野 1、4】(総務課)
- (10) 緊急情報の伝達手段の多重化 再掲 (P17 参照)
.....【施策分野 1、4】(総務課・企画財政課)
- (11) 消防団の充実強化 再掲 (P17 参照).....【施策分野 1】(総務課)
- (12) 自主防災組織の育成支援 再掲 (P17 参照).....【施策分野 10】(総務課)
- (13) 救急・救命体制の整備 再掲 (P18 参照).....【施策分野 3、10】(総務課)
- (14) 避難所の開設運営 再掲 (P18 参照).....【施策分野 3】(教育委員会事務局)
- (15) 施設管理者と連携した円滑な避難所の開設 再掲 (P18 参照)
.....【施策分野 3】(教育委員会事務局)
- (16) 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営 再掲 (P18 参照)
.....【施策分野 3】(教育委員会事務局)

(17) 避難行動要支援者の把握 再掲（P19 参照）・・・【施策分野 3】（介護福祉課）

(18) 保護者への迅速で確実な情報伝達 再掲（P19 参照）
・・・【施策分野 10】（教育委員会事務局）

(19) 防災教育の推進 再掲（P19 参照）・・・【施策分野 10】（教育委員会事務局）

リスクシナリオ	
1－3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(1) 浸水対策事業・・・【施策分野2】(総務課・まちづくり整備課・住宅水道課)

脆弱性評価	過去の中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区や、浸水被害が想定される地区において、早期に被害の解消等を図る必要がある。
強靱化施策の推進方針	被害を最小限度に抑えるため河川管理者との連携を一層強化しつつ、予測が難しい浸水被害に迅速かつ柔軟に対応するため、町は、排水ポンプ設備を導入し、浸水被害の低減と被災地区の早期復旧を図る。排水ポンプ設備による円滑な排水活動を行うため、町は、関係団体と連携した体制を構築する。また、水路の維持管理を行うとともに、必要に応じた施設の整備等の検討を行う。

(2) 雨水排水施設等の整備・・・・・・・・・・【施策分野2】(住宅水道課)

脆弱性評価	これまでの浸水被害等の状況から必要に応じて、雨水排水施設等の整備を図る必要がある。
強靱化施策の推進方針	河川の氾濫による浸水被害を防止し被害を軽減するため、必要に応じて雨水排水施設の整備等の検討を行う。

(3) 公共下水道施設の計画的な改築更新・・・【施策分野2、8、11】(住宅水道課)

脆弱性評価	町の下水処理場は平成3年の供用開始から30年が経過し、管渠・処理場とも老朽化が進んでいる。
強靱化施策の推進方針	町は、下水道施設の長期的な事業の平準化を図りながら計画的な点検・改修により老朽化対策を推進する。点検で確認された不具合は緊急性、重要性等の面からリスク評価を行い、計画的に修繕・改修を実施する。また、改修に併せて、津波・洪水等により浸水被害が想定される施設について、設備の耐浸水化を検討し、機能強化を図る。

(4) 湛水防除施設の整備等・・・・・・・・・・【施策分野7】(農林水産課)

脆弱性評価	東日本大震災により、沿岸部の津波被災地では、地盤沈下、農地の表土流出、農業用施設の損壊等の被害が生じたことから、被災した既存の湛水防除施設の早急な復旧整備と機能強化を進めるとともに、町外での長期避難に伴う町内全体の既存施設の経年劣化等について機能実態を調査・把握し、適時適切な維持管理に取り組み、湛水被害の発生防止に向けた防災・減災対策を推進する必要がある。
強靱化施策	町は、湛水被害の発生防止のために必要な施設整備を行うとともに、既存施

の推進方針	設について機能実態を調査・把握し、適時適切に更新・維持管理を行っていく。
-------	--------------------------------------

(5) 河川の改修の推進・維持管理の強化等・・・【施策分野9】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	町には、県が管理する二級河川の請戸川及び高瀬川がある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発し、令和元年の東日本台風（台風19号）では、住宅の浸水被害等が発生した。気象変動の影響への適応という観点も加えて、抜本的な河川改修を実施する必要がある、また、堆砂除去等の維持管理の強化も急務となっている。 近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策を進める一方で、排水ポンプ設備の配備等の短期的に実施できる対策も講じる必要がある。 周辺住民に的確な避難情報を発信するため、危機管理型水位計や監視カメラにより、水位をリアルタイムで把握する必要がある。
強靱化施策の推進方針	河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、町は、二級河川の早期の抜本的改修と維持管理の強化について、管理者である県に強く要請を行う。 町は、二級河川に危機管理型水位計及び監視カメラの増設を河川管理者である県に要請するとともに、それらの活用により、国・県と連携し、各河川の水位状況を町民に適切に情報提供を行う。

(6) 普通河川の土砂浚渫・・・・・・・・・・【施策分野9】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	町では、令和元年の東日本台風（台風19号）で、家屋が浸水被害を受ける等の被害が発生した。町が管理する普通河川においても、流下能力の妨げとなる土砂等の堆積箇所が見受けられることから、土砂の除去等の必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、普通河川について、河川の氾濫等による浸水の被害を防止・軽減するため、年次計画を作成して計画的に土砂浚渫を行い、雨水流下能力を確保する。

《再掲載事業》

(7) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 再掲（P14 参照）

・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

(8) 交通ネットワークの整備 再掲（P14 参照）

・・・・・・・・【施策分野6】(総務課・まちづくり整備課)

- (9) 歩行者避難空間の確保 再掲 (P15 参照)
.....【施策分野 6】(まちづくり整備課)
- (10) 学校施設の機能強化、長寿命化 再掲 (P15 参照)
.....【施策分野 3、11】(教育委員会事務局)
- (11) 防災行政無線システムの適正な管理・運用 再掲 (P16 参照)
.....【施策分野 1、4】(総務課)
- (12) 防災行政無線戸別受信機の設置 再掲 (P16 参照)
.....【施策分野 1、4】(総務課)
- (13) 緊急情報の伝達手段の多重化 再掲 (P17 参照)
.....【施策分野 1、4】(総務課・企画財政課)
- (14) 消防団の充実強化 再掲 (P17 参照).....【施策分野 1】(総務課)
- (15) 自主防災組織の育成支援 再掲 (P17 参照).....【施策分野 10】(総務課)
- (16) 救急・救命体制の整備 再掲 (P18 参照).....【施策分野 3、10】(総務課)
- (17) 避難所の開設運営 再掲 (P18 参照).....【施策分野 3】(教育委員会事務局)
- (18) 施設管理者と連携した円滑な避難所の開設 再掲 (P18 参照)
.....【施策分野 3】(教育委員会事務局)
- (19) 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営 再掲 (P18 参照)
.....【施策分野 3】(教育委員会事務局)
- (20) 避難行動要支援者の把握 再掲 (P19 参照).....【施策分野 3】(介護福祉課)
- (21) 保護者への迅速で確実な情報伝達 再掲 (P19 参照)
.....【施策分野 10】(教育委員会事務局)
- (22) 防災教育の推進 再掲 (P19 参照).....【施策分野 10】(教育委員会事務局)

リスクシナリオ	
1－4	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生

（１）土砂災害防止対策の推進・・・・・・・・・・【施策分野 9】（まちづくり整備課）

脆弱性評価	土砂災害の被害を防ぐため、砂防堰堤や急傾斜地における擁壁等の整備、土砂堆積が著しい河川内の堆砂除去、既存の砂防関係施設の適切な維持管理等が必要になる。さらには、土砂災害警戒区域等における標識設置等、危険箇所への対策が必要になる。
強靱化施策の推進方針	土砂災害の被害を防ぐための砂防関係施設等の整備について、町は、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、県に働きかけを行い、事業の促進を図る。また、町は、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、河川内の堆砂除去や老朽化した施設の更新や適切な維持管理等について、県に要請を行う。

（２）森林の整備及び治山施設の整備・・・・・・・・・・【施策分野 7、9】（農林水産課）

脆弱性評価	林業の衰退や原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている。森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。また、昨今の度重なる豪雨・長雨等により、法面崩壊等の山地災害が発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、今後も引き続き、計画的な治山施設の整備を県に要望していく必要がある。		
強靱化施策の推進方針	町は、森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。また、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を県に要望していく。		
指 標	ふくしま森林再生事業 による森林整備面積	現在値	目標値（令和7年度）
		0ha（令和元年度）	215ha

(3) 洪水ハザードマップの作成、活用の促進・・・【施策分野 10】(総務課)

脆弱性評価	令和元年の東日本台風(台風19号)での記録的な大雨により、市街地や低地等、町内で浸水被害が発生し、町民生活に大きな影響をもたらした。県は令和2年6月に浸水想定区域図を公表しており、町は、町内居住者や関係機関への周知に努め、町民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、大雨洪水、浸水被害等に対する防災意識の向上を図る必要がある。		
強靱化施策の推進方針	町は、県の浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップを町内居住者や関係機関等へ配布するとともに、町ホームページ掲載により広く周知に努め、町民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、大雨洪水、浸水被害等に対する防災意識の向上を図る。また、町は、各学校等の防災訓練において洪水ハザードマップを活用してもらうよう働きかけを行う。		
指 標	防災訓練の参加者数	現在値	目標値(令和7年度)
		50人/年(令和元年度)	100人/年

(4) 土砂災害ハザードマップの作成、活用の促進・・・【施策分野 10】(総務課)

脆弱性評価	土砂災害防止法に基づき、県による土砂災害警戒区域の指定が行われた地域に対し、危険となる箇所を周知するため、町は平成30年4月に土砂災害ハザードマップを作成した。町は、町民や関係機関等への配布や町ホームページへの掲載により広く周知に努め、町民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、土砂災害に対する防災意識の向上を図っており、引き続き実施していく必要がある。		
強靱化施策の推進方針	町は、県の土砂災害警戒区域をもとに平成30年4月に作成した土砂災害ハザードマップを町民や学校、関係機関等へ広く配布し、町ホームページへ掲載し広く周知に努めている。引き続き、町民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、土砂災害に対する防災意識の向上を図るため周知に努める。また、町は、各学校等の防災訓練において土砂災害ハザードマップを活用してもらうよう働きかけを行う。		
指 標	防災訓練の参加者数	現在値	目標値(令和7年度)
		50人/年(令和元年度)	100人/年

《再掲載事業》

(5) 公営住宅等改修事業の推進 再掲(P13参照)・・・【施策分野 2】(住宅水道課)

(6) 公園等の安全対策 再掲(P13参照)・・・【施策分野 2】(まちづくり整備課)

(7) 無電柱化の推進 再掲(P13参照)・・・【施策分野 2】(まちづくり整備課)

- (8) 落石・土砂流入防止施設の整備 再掲 (P14 参照)
.....【施策分野 6】(まちづくり整備課)
- (9) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)
.....【施策分野 6】(まちづくり整備課)
- (10) 交通ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)
.....【施策分野 6】(総務課・まちづくり整備課)
- (11) 橋梁・トンネルの耐震対策 再掲 (P15 参照)
.....【施策分野 6】(まちづくり整備課)
- (12) 橋梁・トンネルの長寿命化 再掲 (P15 参照)
.....【施策分野 6、11】(まちづくり整備課)
- (13) 学校施設の機能強化、長寿命化 再掲 (P15 参照)
.....【施策分野 3、11】(教育委員会事務局)
- (14) 防災行政無線システムの適正な管理・運用 再掲 (P16 参照)
.....【施策分野 1、4】(総務課)
- (15) 防災行政無線戸別受信機の設置 再掲 (P16 参照)
.....【施策分野 1、4】(総務課)
- (16) 緊急情報の伝達手段の多重化 再掲 (P17 参照)
.....【施策分野 1、4】(総務課・企画財政課)
- (17) 消防団の充実強化 再掲 (P17 参照).....【施策分野 1】(総務課)
- (18) 自主防災組織の育成支援 再掲 (P17 参照).....【施策分野 10】(総務課)
- (19) 救急・救命体制の整備 再掲 (P18 参照).....【施策分野 3、10】(総務課)
- (20) 避難所の開設運営 再掲 (P18 参照).....【施策分野 3】(教育委員会事務局)
- (21) 施設管理者と連携した円滑な避難所の開設 再掲 (P18 参照)
.....【施策分野 3】(教育委員会事務局)

- (22) 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営 再掲（P18 参照）
．．．．．【施策分野 3】（教育委員会事務局）
- (23) 避難行動要支援者の把握 再掲（P19 参照）．．．【施策分野 3】（介護福祉課）
- (24) 保護者への迅速で確実な情報伝達 再掲（P19 参照）
．．．．．【施策分野 10】（教育委員会事務局）
- (25) 防災教育の推進 再掲（P19 参照）．．．【施策分野 10】（教育委員会事務局）
- (26) 浸水対策事業 再掲（P23 参照）
．．．．．【施策分野 2】（総務課・まちづくり整備課・住宅水道課）
- (27) 雨水排水施設等の整備 再掲（P23 参照）．．．【施策分野 2】（住宅水道課）
- (28) 河川の改修の推進・維持管理の強化等 再掲（P24 参照）
．．．．．【施策分野 9】（まちづくり整備課）
- (29) 普通河川の土砂浚渫 再掲（P24 参照）．．【施策分野 9】（まちづくり整備課）

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

リスクシナリオ	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 防災備蓄倉庫の整備及び適正な管理・運営・・・【施策分野 1、4、10】（総務課）

脆弱性評価	町は、東日本大震災時の経験を踏まえ、物資搬入搬出スペースを確保し、災害時に必要な備蓄品（ペットボトル飲料水、主食、副食、毛布等）を収納できる防災備蓄倉庫を順次整備する。町は、防災備蓄倉庫の備蓄品の消費期限や種類及び数量の管理を行う必要がある。町は、町民等の防災訓練の機会を捉え、備蓄品の提供等を通じて、災害に備えた備蓄の重要性等の啓発活動を行い、防災意識の向上を図る必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、ペットボトル飲料水等の備蓄品の消費期限を適宜確認し、必要な物資の種類及び数量の管理を行う。また、町は、町民や児童生徒、各種団体等による防災訓練や防災備蓄倉庫の視察研修において、備蓄品の提供等を通じて、災害に備えた備蓄の重要性等の啓発活動を行い、防災意識の向上を図る。

(2) 上水道施設の強靱化・・・・・・・・・・・・・【施策分野 4】（住宅水道課）

脆弱性評価	災害や事故等により、町内の各家庭へ供給する取水場及び配水管の破損により断水し生活に必要な家事等が停止する事態となることが想定される。上水道の安定的な供給は、生活に必要不可欠なものであることから、水道施設の強靱化を早急に進める必要がある。		
強靱化施策の推進方針	町は、各家庭への上水道の安定的な供給が、生活に必要不可欠なものであることを鑑み、水道施設、配水管等の強靱化事業を行う。		
指 標	水道施設の耐震化	現在値	目標値（令和 7 年度）
		2.7 k m	10.0 k m

(3) 断水時の給水活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・【施策分野 4】（住宅水道課）

脆弱性評価	町は、大雨や台風等による河川の氾濫により上水道施設が寸断されることを想定し、給水車や耐震貯水槽による迅速な給水活動を実施する体制を早期に整備する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、災害や事故等により上水道施設が寸断された場合の断水被害に対応するため、配水場や給水車による非常時に対応できる迅速な給水活動体制を継続して取り組む。また、耐震性貯水槽を町内に整備し、近隣住民への給水活動を行うことができる環境の整備を図る。

(4) 産業団地へ供給する水道設備の強靱化

・・・・・・・・【施策分野 5】(産業振興課・住宅水道課)

脆弱性評価	災害や事故等により、町内の産業団地へ供給する水管の破損により断水し事業所の業務が停止する事態となることが想定される。上水道の安定的な供給は、事業所の事業継続に必要不可欠なものであることから、産業団地へ供給する水道設備の強靱化を早急に進める必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、産業団地への上水道の安定的な供給が、事業所の事業継続に必要不可欠なものであることを鑑み、導水管複線化等の強靱化事業を行う。

(5) 緊急輸送路の防災・減災対策・・・・・・・・・・【施策分野 6】(総務課)

脆弱性評価	緊急輸送路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、過去の災害において土砂崩れがあった箇所や冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、国・県等が管理する緊急輸送路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行う。

《再掲載事業》

(6) 無電柱化の推進 再掲 (P13 参照)・・・・・・・・【施策分野 2】(まちづくり整備課)

(7) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 再掲 (P14 参照) ・・・・・・・・【施策分野 6】(まちづくり整備課)

(8) 橋梁・トンネルの耐震対策 再掲 (P15 参照) ・・・・・・・・【施策分野 6】(まちづくり整備課)

(9) 橋梁・トンネルの長寿命化 再掲 (P15 参照) ・・・・・・・・【施策分野 6、11】(まちづくり整備課)

(10) 浸水対策事業 再掲 (P23 参照) ・・・・・・・・【施策分野 2】(総務課・まちづくり整備課・住宅水道課)

- (11) 雨水排水施設等の整備 再掲（P23 参照）・・・・・・【施策分野 2】（住宅水道課）
- (12) 河川の改修の推進・維持管理の強化等 再掲（P24 参照）
・・・・・・【施策分野 9】（まちづくり整備課）
- (13) 普通河川の土砂浚渫 再掲（P24 参照）・・【施策分野 9】（まちづくり整備課）
- (14) 土砂災害防止対策の推進 再掲（P26 参照）
・・・・・・【施策分野 9】（まちづくり整備課）

リスクシナリオ
2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

(1) 農道・林道の整備・・・・・・・・・・【施策分野7】(農林水産課)

脆弱性評価	農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備・維持管理が必要となっている。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や、効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として、林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立する公共施設等の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備・維持管理していく必要がある。
強靱化施策の推進方針	農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備等、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立する公共施設等の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、町は、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

(2) 道路管理者間の連携体制の構築・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

脆弱性評価	災害時における道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・町の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援等、相互に協力して対応することが必要である。
強靱化施策の推進方針	国・県・町の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、町は、平時から災害時の情報共有の方法、事前の迂回路の計画や除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努める。

《再掲載事業》

(3) 無電柱化の推進 再掲(P13参照)・・・・・・・・【施策分野2】(まちづくり整備課)

(4) 落石・土砂流入防止施設の整備 再掲(P14参照)
・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

- (5) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)
.....【施策分野 6】(まちづくり整備課)
- (6) 交通ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)
.....【施策分野 6】(総務課・まちづくり整備課)
- (7) 橋梁・トンネルの耐震対策 再掲 (P15 参照)
.....【施策分野 6】(まちづくり整備課)
- (8) 橋梁・トンネルの長寿命化 再掲 (P15 参照)
.....【施策分野 6、11】(まちづくり整備課)
- (9) 浸水対策事業 再掲 (P23 参照)
.....【施策分野 2】(総務課・まちづくり整備課・住宅水道課)
- (10) 雨水排水施設等の整備 再掲 (P23 参照).....【施策分野 2】(住宅水道課)
- (11) 河川の改修の推進・維持管理の強化等 再掲 (P24 参照)
.....【施策分野 9】(まちづくり整備課)
- (12) 普通河川の土砂浚渫 再掲 (P24 参照)・・【施策分野 9】(まちづくり整備課)
- (13) 土砂災害防止対策の推進 再掲 (P26 参照)
.....【施策分野 9】(まちづくり整備課)
- (14) 緊急輸送路の防災・減災対策 再掲 (P31 参照)
.....【施策分野 6】(まちづくり整備課)

リスクシナリオ
2－3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

《再掲載事業》

- (1) 消防団の充実強化 再掲（P17 参照）・・・・・・・・・・【施策分野 1】（総務課）
- (2) 自主防災組織の育成支援 再掲（P17 参照）・・・・・・・・・・【施策分野 10】（総務課）
- (3) 救急・救命体制の整備 再掲（P18 参照）・・・・・・・・・・【施策分野 3、10】（総務課）

リスクシナリオ
2－4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

《再掲載事業》

- (1) 無電柱化の推進 再掲（P13 参照）・・・・・・・・・・【施策分野 2】（まちづくり整備課）
- (2) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 再掲（P14 参照）
・・・・・・・・・・【施策分野 6】（まちづくり整備課）
- (3) 緊急輸送路の防災・減災対策 再掲（P31 参照）
・・・・・・・・・・【施策分野 6】（まちづくり整備課）

リスクシナリオ
2-5 被災地における感染症等の大規模発生

(1) 感染症予防対策の推進・・・・・・・・・・【施策分野3】(健康保険課)

脆弱性評価	避難所等における感染症の拡大防止のためには、避難所の区分けや個室スペースの確保、健康観察等での感染兆候の確認による早期発見が必要である。また、日ごろから予防接種の接種率向上、感染症予防に関する知識の普及をして、備えておくことが必要である。
強靱化施策の推進方針	感染症等の大規模発生を防ぐには、常日頃からの感染症対策が必要である。町は、手洗いの励行、咳エチケットの遵守等の感染症予防に関する知識の普及を行い、町民が感染症予防に関する知識をもてるよう、町ホームページ、広報等で随時、啓発を行う。また、避難所開設時の際の感染症予防のための注意事項をまとめ、そのための衛生用品の準備を行い非常時に備える。また、ワクチン接種も感染症予防のために重要であることから、町内認定こども園、小学校、医療機関等と連携し接種勧奨を行い接種率向上に努める。

(2) 家畜伝染病対策の充実強化・・・・・・・・・・【施策分野7、8】(農林水産課)

脆弱性評価	大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、防疫演習への参加等を行い、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る。

(3) 合併処理浄化槽への転換促進・・・・・・・・・・【施策分野8】(住宅水道課)

脆弱性評価	汲取り便槽と単独処理浄化槽は、依然として町内に多数残存している。汚水処理の未普及は、公共用水域の水質悪化や感染症のまん延の原因となるため、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、公共下水道区域外に居住し、老朽化した単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している世帯に対し、汚水処理に関する啓蒙活動や補助事業の周知活動を行い、公共用水域の水質悪化や感染症のまん延防止のため、合併処理浄化槽への転換促進を図る。

《再掲載事業》

(4) 公共下水道施設の計画的な改築更新 再掲(P23参照)

・・・・・・・・・・【施策分野2、8、11】(住宅水道課)

リスクシナリオ	
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(1) スポーツ等施設の老朽化対策・・・・・・・・【施策分野3、11】(教育委員会事務局)

脆弱性評価	浪江町地域スポーツセンターは、町地域防災計画において緊急避難場所及び避難所として位置づけられていることから、改修等の老朽化対策を計画立てて行う必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、町公共施設等総合管理計画で施設の改築等を計画的に位置づけ、改修等の検討を行っていく。

《再掲載事業》

(2) 学校施設の機能強化、長寿命化 再掲 (P15 参照)

・・・・・・・・【施策分野3、11】(教育委員会事務局)

(3) 避難所の開設運営 再掲 (P18 参照)・・・【施策分野3】(教育委員会事務局)

(4) 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営 再掲 (P18 参照)

・・・・・・・・【施策分野3】(教育委員会事務局)

(5) 避難行動要支援者の把握 再掲 (P19 参照)・・・【施策分野3】(介護福祉課)

(6) 公共下水道施設の計画的な改築更新 再掲 (P23 参照)

・・・・・・・・【施策分野2、8、11】(住宅水道課)

(7) 防災備蓄倉庫の整備及び適正な管理・運営 再掲 (P30 参照)

・・・・・・・・【施策分野1、4、10】(総務課)

(8) 上水道施設の強靱化 再掲 (P30 参照)・・・・・・・・【施策分野4】(住宅水道課)

(9) 感染症予防対策の推進 再掲 (P36 参照)・・・・・・・・【施策分野3】(健康保険課)

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ
3-1 被災による治安の悪化、社会の混乱

(1) 防犯体制の充実・・・・・・・・・・・・・【施策分野 10】（総務課）

脆弱性評価	犯罪のない安全な地域づくりのためには、警察や行政、防犯団体等の関係機関が連携し、地域全体で防犯活動、地域安全活動に取り組む必要がある。平常時のみならず、災害発生後の不安定な地域情勢下では、子どもや女性、高齢者が巻き込まれる事件や、避難者の自宅や留守宅への侵入窃盗等の犯罪発生が懸念される。町民の不安を解消し、犯罪のない安全な地域づくりのため、町は、地域ボランティアによる活動を支援し、関係機関と連携した地域安全対策を推進する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、引き続き、関係団体が行う防犯パトロールや防犯意識の啓発活動等の地域ボランティアによる活動を支援し、関係機関と連携した地域安全対策を推進する必要がある。

《再掲載事業》

(2) 消防団の充実強化 再掲（P17 参照）・・・・・・・・・・・・・【施策分野 1】（総務課）

(3) 自主防災組織の育成支援 再掲（P17 参照）・・・・・・・・・・・・・【施策分野 10】（総務課）

リスクシナリオ	
3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 防災拠点施設の機能確保・・・・・・・・・・【施策分野1】(総務課・企画財政課)

脆弱性評価	災害発生時に災害対策本部が置かれる町役場庁舎は、防災拠点施設として機能不全の事態にならないよう、町は、継続して施設・設備の定期点検や保守管理を適切に行い、機能維持に努めていく必要がある。また、整備中の防災拠点施設についても、災害時に機能不全の事態にならないよう、必要な機能の整備を図る必要がある。
強靱化施策の推進方針	町役場庁舎は、防災拠点施設としての機能維持のため、災害時の非常用自家発電機や太陽光発電設備、蓄電池、EV車両からの電力供給設備を備えている。町は、継続して施設・設備の定期点検や保守管理を適切に行い、機能維持に努めていく。また、整備中の防災拠点施設についても、災害時の機能不全の事態にならないよう非常用自家発電機や太陽光発電設備、蓄電池、EV車両からの電力供給設備等の必要な設備の整備に努めていく。

(2) 福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用

・・・・・・・・・・【施策分野1、4】(総務課)

脆弱性評価	民間通信事業者の回線が停止した場合でも、福島県総合防災情報ネットワークシステムの衛星系及び地上系の通信回線により、県や市町村、防災関係機関等との情報連絡手段が確保され、音声やFAXによる災害情報等の受伝達が可能となっている。大規模災害発生時でもシステムの機能が喪失されないよう、町は県と連携しながら定期的な点検を実施する等、システムの管理・運用を行っていく必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は県と連携しながら定期的な点検を実施する等、システムの管理・運用を行っていく。

(3) 地域防災計画の修正・・・・・・・・・・【施策分野1、10】(総務課)

脆弱性評価	災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画について、町は、災害への対応や国・県の防災対策の修正等、さらには本町で発生した災害の対応等をもとに、定期的に検討・見直しを行い、町防災体制の充実強化を図る必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、町地域防災計画について、国・県等の関係機関による防災対策の修正等を反映するとともに、本町で発生した災害の対応や訓練等で明らかになった改善点等を反映し、町の防災体制の充実強化を図る。

(4) 業務継続計画（BCP）の策定・修正・・・・・・・・・・【施策分野1】（総務課）

脆弱性評価	町は、大規模災害発生時での人、物、情報、ライフライン等の制約下で、職員が非常時優先業務を計画どおり実施できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）の策定を早期に行う必要がある。また、策定後は、必要な人員や物資、対応手順等を定期的に検証し、実効性の向上に努める必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、業務継続計画（BCP）の策定に向け検討を進める。業務継続計画（BCP）策定後は、職員の理解を深めるとともに、地域防災計画の修正内容や本町で発生した災害時の対応の検証、職員の防災訓練等を踏まえながら、必要な人員や物資、対応手順の点検・検証等を行い、災害発生時に職員が取り組む非常時優先業務の内容及び優先順位等について意識の共有を図る。大規模災害発生時においても、行政機能低下に伴う町民生活の影響を最小限にとどめるため、町は、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施できる体制の構築に取り組んでいく。

(5) ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）等・・・・・・・・【施策分野1】（企画財政課）

脆弱性評価	重要業務に係る情報システムは、大規模災害が発生した場合であっても中断させず、または中断に至ったとしてもできるだけ早期に復旧させる必要がある。また、地震による庁舎倒壊や停電が発生した場合でも、各情報システムが停止しない、耐災害性の強化を図る必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、大規模災害が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、または中断に至ったとしてもできるだけ早期に復旧させるため、「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定に向けて検討を進める。町は、各情報システムの耐災害性を強化するため、機器の更新等を行う。

(6) 職員の防災訓練（図上訓練）の実施・・・・・・・・・・【施策分野1】（総務課）

脆弱性評価	町は、職員を対象に、各種災害を想定した防災訓練の実施・結果の検証等で防災意識の向上を図るとともに、災害対応に係る判断力や実行力を強化する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、職員を対象に、各種災害を想定した防災訓練（災害対策本部の運営、情報収集伝達、避難所の開設等の図上訓練等）を行い、訓練結果を検証する等、職員の防災意識を高め、職員の災害対応に係る判断力や実行力を強化する。

(7) 災害時の受援・応援体制の構築・・・・・・・・・・【施策分野1】（総務課）

脆弱性評価	大規模災害が発生し、町単独では十分な応急対応や被災者支援、災害復旧等ができない場合に備え、町は、他自治体や民間企業等と災害時の応援協定の締結を行う必要がある。また、町は、災害時に物資の受入や供給、応援職員
-------	--

	の受入や派遣等を円滑に実施できるよう、平常時から締結先との情報連絡体制を確立し、災害時における受援及び応援体制を構築する必要がある。
強靱化施策 の推進方針	町は、他自治体や民間企業等と災害時の応援協定を締結しており、今後も必要に応じて協定締結を行う。町は、災害時に物資の受入や供給、応援職員の受入や派遣等を円滑に実施できるよう、平常時から締結先との情報連絡体制を確立し、災害時における受援及び応援体制を構築する。

《再掲載事業》

- (8) 公共施設等総合管理計画の推進 再掲 (P16 参照)
 ・ ・ ・ ・ ・ 【施策分野 1、11】 (企画財政課課)
- (9) 防災行政無線システムの適正な管理・運用 再掲 (P16 参照)
 ・ ・ ・ ・ ・ 【施策分野 1、4】 (総務課)
- (10) 防災行政無線戸別受信機の設置 再掲 (P16 参照)
 ・ ・ ・ ・ ・ 【施策分野 1、4】 (総務課)
- (11) 緊急情報の伝達手段の多重化 再掲 (P17 参照)
 ・ ・ ・ ・ ・ 【施策分野 1、4】 (総務課・企画財政課)
- (12) 防災備蓄倉庫の整備及び適正な管理・運営 再掲 (P30 参照)
 ・ ・ ・ ・ ・ 【施策分野 1、4、10】 (総務課)

目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ
4－1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

《再掲載事業》

- (1) 無電柱化の推進 再掲 (P13 参照)【施策分野 2】(まちづくり整備課)
- (2) 防災行政無線システムの適正な管理・運用 再掲 (P16 参照)
.【施策分野 1、4】(総務課)
- (3) 防災行政無線戸別受信機の設置 再掲 (P16 参照)
.【施策分野 1、4】(総務課)
- (4) 緊急情報の伝達手段の多重化 再掲 (P17 参照)
.【施策分野 1、4】(総務課・企画財政課)
- (5) 防災拠点施設の機能確保 再掲 (P39 参照)
.【施策分野 1】(総務課・企画財政課)
- (6) 福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用 再掲 (P39 参照)
.【施策分野 1、4】(総務課)

リスクシナリオ
4－2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

《再掲載事業》

- (1) 防災行政無線システムの適正な管理・運用 再掲（P16 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・ 【施策分野 1、4】（総務課）
- (2) 防災行政無線戸別受信機の設置 再掲（P16 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・ 【施策分野 1、4】（総務課）
- (3) 緊急情報の伝達手段の多重化 再掲（P17 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・ 【施策分野 1、4】（総務課・企画財政課）

リスクシナリオ	
4－3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

《再掲載事業》

- (1) 歩行者避難空間の確保 再掲（P15 参照）
【施策分野 6】（まちづくり整備課）
- (2) 防災行政無線システムの適正な管理・運用 再掲（P16 参照）
【施策分野 1、4】（総務課）
- (3) 防災行政無線戸別受信機の設置 再掲（P16 参照）
【施策分野 1、4】（総務課）
- (4) 緊急情報の伝達手段の多重化 再掲（P17 参照）
【施策分野 1、4】（総務課・企画財政課）
- (5) 消防団の充実強化 再掲（P17 参照）.【施策分野 1】（総務課）
- (6) 自主防災組織の育成支援 再掲（P17 参照）.【施策分野 10】（総務課）
- (7) 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営 再掲（P18 参照）
【施策分野 3】（教育委員会事務局）
- (8) 避難行動要支援者の把握 再掲（P19 参照）.【施策分野 3】（介護福祉課）
- (9) 保護者への迅速で確実な情報伝達 再掲（P19 参照）
【施策分野 10】（教育委員会事務局）
- (10) 津波避難路等の整備 再掲（P20 参照）
【施策分野 6】（町まちづくり整備課）
- (11) 津波の緊急避難場所標識の設置 再掲（P20 参照）
【施策分野 10】（総務課）
- (12) 河川の改修の推進・維持管理の強化等 再掲（P24 参照）
【施策分野 9】（まちづくり整備課）

- (13) 洪水ハザードマップの作成、活用の促進 再掲（P27 参照）
．．．．．【施策分野 10】（総務課）
- (14) 土砂災害ハザードマップの作成、活用の促進 再掲（P27 参照）
．．．．．【施策分野 10】（総務課）
- (15) 道路管理者間の連携体制の構築 再掲（P33 参照）
．．．．．【施策分野 6】（まちづくり整備課）

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

(1) 企業等の事業継続力強化の支援・・・・・・・・・・【施策分野5】(産業振興課)

脆弱性評価	発災後の早期復旧及び事業再開のため、中小企業の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取り組みを促進する必要がある。
強靱化施策の推進方針	改正された小規模事業者支援法（令和元年6月改正）に基づき、町は、小規模事業者の事業継続力強化計画策定に向けた支援に関する計画を浪江町商工会と連携して策定し、小規模事業者の事業継続体制の強化を促進する。

(2) 水産関連施設の整備等・・・・・・・・・・【施策分野7】(農林水産課)

脆弱性評価	漁港における陸揚げ岸壁に関して、県が津波・地震に対する耐性機能診断を実施し、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定や、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等について、漁港管理者である県に要請していく必要がある。さらに、水産業共同利用施設は、水産業の振興を図る上で、重要な役割を担うことから、適正な維持管理を行うとともに、災害等により施設利用に支障を来たした場合には、早急な復旧が必要となる。
強靱化施策の推進方針	漁港における陸揚げ岸壁に関して、津波・地震に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備の推進を漁港管理者である県に要請していく。また、水産業共同利用施設は、水産業の振興を図る上で、重要な役割を担うことから、適正な維持管理を行うとともに、災害等により施設利用に支障を来たした場合には、早急な復旧が必要となる。

《再掲載事業》

(3) 無電柱化の推進 再掲（P13 参照）・・・・・・・・【施策分野2】(まちづくり整備課)

(4) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 再掲（P14 参照） ・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

(5) 交通ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)

．．．．．【施策分野 6】(総務課・まちづくり整備課)

(6) 産業団地へ供給する水道設備の強靱化 再掲 (P31 参照)

．．．．．【施策分野 5】(産業振興課)

(7) 緊急輸送路の防災・減災対策 再掲 (P31 参照)

．．．．．【施策分野 6】(まちづくり整備課)

リスクシナリオ
5－2 食料等の安定供給の停滞

(1) 食糧生産基盤の整備（ほ場区画整備）・・・・・・・・【施策分野 7】（農林水産課）

脆弱性評価	食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働き等の多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。
強靱化施策の推進方針	耕作放棄による農地の荒廃を抑止し、自然災害時の被害拡大のリスクを減少させるため、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められることから、町は、安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む。

(2) 農林水産施設の長寿命化・防災減災・・・・・・・・【施策分野 7、11】（農林水産課）

脆弱性評価	町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山漁村づくりを促進する。また、災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。
強靱化施策の推進方針	町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでおり、施設の維持管理が課題となっていることから、町は、県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。

《再掲載事業》

(3) 上水道施設の強靱化 再掲（P30 参照）・・・・・・・・【施策分野 4】（住宅水道課）

(4) 農道・林道の整備 再掲（P33 参照）・・・・・・・・【施策分野 7】（農林水産課）

(5) 水産関連施設の整備等 再掲（P46 参照）・・・・・・・・【施策分野 7】（農林水産課）

リスクシナリオ
5－3 異常渇水等による用水の供給途絶

(1) 農業用水の渇水対策・・・・・・・・・・・・・【施策分野7】（農林水産課）

脆弱性評価	異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や、農業用水の計画的な配水・節水等の対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けて取り組む必要がある。
強靱化施策の推進方針	異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や、農業用水の計画的な配水・節水等の対策を適切に実施するため、町は、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ	
6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大・・・【施策分野 4】(住宅水道課・施設所管課等)

脆弱性評価	町は、二酸化炭素排出の減少、及び災害による停電時に施設の電気設備を活用できるよう、太陽光発電設備の整備を進めているが、全施設での導入には至っていない。また、町は、住宅用の太陽光発電システムへの設置補助を行っているが、町内全住宅に設置されている状況にはない。災害時に各家庭の電力確保の一助となることから、住宅への太陽光発電システム設置を継続して支援する必要がある。また、「蓄電システム」等、新たな住宅用のエネルギー供給システムへの補助についても検討する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、太陽光発電システムをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムについて、公共施設での導入を検討する。また、住宅用の太陽光発電システムへの設置補助の継続及び「蓄電システム」等、付帯設備への設置補助を検討する。

《再掲載事業》

(2) 無電柱化の推進 再掲 (P13 参照)・・・【施策分野 2】(まちづくり整備課)

**(3) 産業団地へ供給する水道設備の強靱化 再掲 (P31 参照)
・・・【施策分野 5】(産業振興課)**

**(4) 緊急輸送路の防災・減災対策 再掲 (P31 参照)
・・・【施策分野 6】(まちづくり整備課)**

リスクシナリオ
6－2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

《再掲載事業》

- (1) 橋梁・トンネルの耐震対策 再掲（P15 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 6】（まちづくり整備課）
- (2) 橋梁・トンネルの長寿命化 再掲（P15 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 6、11】（まちづくり整備課）
- (3) 浸水対策事業 再掲（P23 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 2】（総務課・まちづくり整備課・住宅水道課）
- (4) 雨水排水施設等の整備 再掲（P23 参照） ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 2】（住宅水道課）
- (5) 公共下水道施設の計画的な改築更新 再掲（P23 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 2、8、11】（住宅水道課）
- (6) 河川の改修の推進・維持管理の強化等 再掲（P24 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 9】（まちづくり整備課）
- (7) 普通河川の土砂浚渫 再掲（P24 参照） ・ ・ 【施策分野 9】（まちづくり整備課）
- (8) 土砂災害防止対策の推進 再掲（P26 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 9】（まちづくり整備課）
- (9) 上水道施設の強靱化 再掲（P30 参照） ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 4】（住宅水道課）
- (10) 断水時の給水活動体制の整備 再掲（P30 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 4】（住宅水道課）
- (11) 産業団地へ供給する水道設備の強靱化 再掲（P31 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 5】（産業振興課）
- (12) 合併処理浄化槽への転換促進 再掲（P36 参照）
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 8】（住宅水道課）

リスクシナリオ
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(1) 地域公共交通等の確保・・・・・・・・・・【施策分野6】(企画財政課)

脆弱性評価	災害時に道路や線路の破損等により、公共交通の運行内容が変更となった場合、町民が公共交通等の運行状況を知ることができるようにする必要がある。また、公共交通が不通となると災害発生時に人員・物資等の輸送基盤としての機能が損なわれることから、事業者等へ災害対応強化の要望を行う必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、災害発生時、鉄道等の運行事業者に被害状況や運行状況を確認し、運行状況について、速やかにホームページ等で情報提供を行う。JR常磐線は、住民の生活基盤であるとともに、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、町は、災害対策強化の要望をJR東日本(株)に行う。町は、町民の移動手段確保を目的とする、公共交通の検討を進める。

《再掲載事業》

(2) 住宅・建築物の耐震化等 再掲 (P13 参照)

・・・・・・・・・・【施策分野2】(まちづくり整備課)

(3) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)

・・・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

(4) 交通ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)

・・・・・・・・・・【施策分野6】(総務課・まちづくり整備課)

(5) 歩行者避難空間の確保 再掲 (P15 参照)

・・・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

(6) 橋梁・トンネルの耐震対策 再掲 (P15 参照)

・・・・・・・・・・【施策分野6】(まちづくり整備課)

(7) 橋梁・トンネルの長寿命化 再掲 (P15 参照)

・・・・・・・・・・【施策分野6、11】(まちづくり整備課)

(8) 土砂災害防止対策の推進 再掲 (P26 参照)

・・・・・・・・・・【施策分野 9】(まちづくり整備課)

(9) 緊急輸送路の防災・減災対策 再掲 (P31 参照)

・・・・・・・・・・【施策分野 6】(まちづくり整備課)

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ
7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(1) ため池の決壊等による被害の防止・・・・・・・・・・【施策分野 7】（農林水産課）

脆弱性評価	平成30年7月の西日本豪雨で多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年7月）が制定された。それにより、農業用ため池の防災・減災対策として浸水想定区域を図示したハザードマップの作成が求められており、対象となるため池についてハザードマップを作成し、浸水想定区域の周辺住民へ周知していく必要がある。また、危険性の高いため池の把握と計画的な改修を進める必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、緊急時の迅速な避難行動を促すため、新基準により該当するすべての防災重点ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知する。また、防災重点ため池の耐震性調査を実施し、老朽・危険ため池の防災工事等に必要な対策を計画的に進める。

(2) ダムの維持管理・老朽化対策・・・・・・・・・・【施策分野 7、11】（農林水産課）

脆弱性評価	国有施設の大柿ダムは、請戸川中流に位置し、農業用ダムではあるものの下流域の防災に資している。築造からの年数経過により、設備の老朽化が進み、主要な管理用機器が更新時期を迎えているため、年次計画による施設設備の補修工事等が進められている。
強靱化施策の推進方針	町は、ダム下流域の防災・減災のため、県へ大柿ダムの適切な維持管理や、年次計画による施設設備の補修工事等の着実な実施を要請する。

《再掲載事業》

(3) 土砂災害防止対策の推進 再掲（P26 参照）

・・・・・・・・・・【施策分野 9】（まちづくり整備課）

(4) 農林水産施設の長寿命化・防災減災 再掲（P48 参照）

・・・・・・・・・・【施策分野 7、11】（農林水産課）

リスクシナリオ	
7-2	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

(1) 原子力発電所の廃炉作業等への監視体制の確保

・・・・・・【施策分野1、8、10】（総務課）

脆弱性評価	東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出により、長期にわたる町外への避難を余儀なくされ、これにより、町民の生活を根底から覆す事態となり、10年を経過する現在でも生活再建や健康への不安が残される状況である。更に、町内の各種産業へも深刻な被害を与え、依然として復旧・復興に向けた取り組みを行政・住民・関係機関等が取り組んでいる。福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、廃炉を決定し、廃炉作業を進めており、廃炉に向けたロードマップの進捗状況の定期報告や、通報基準に基づく連絡体制による各種事象の報告を受け、町としての監視体制を構築している。各種災害時には、原子力発電施設への被害発生による放射性物質の放出の可能性が大きくなることから、国・県・事業者・関係機関と連携した監視体制を継続する必要がある。
強靱化施策の推進方針	常時・非常時問わずに、国・県・事業者・関係機関と連携した監視体制を継続する。また、非常時には、浪江町地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、対応を進める。

(2) 空間放射線量の監視と町民への情報提供・・・・・・【施策分野1、8、10】（総務課）

脆弱性評価	東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出は、10年を経過する現在でも生活再建や健康への不安が残される状況である。これまで、本町では原子力災害からの復興に向け、除染や、被ばく検査、メッシュ調査、モニタリング等の放射線対策を実施してきた。原子力規制庁が町内に設置した可搬型モニタリングポスト、リアルタイム線量測定システム等により、町内の空間線量の監視と把握に努めるとともに、町民の放射線への不安の払拭に向け、町内の空間線量の測定値を毎月広報紙に掲載し町民に周知を図っており、今後も継続した取り組みが必要である。再び放射性物質の放出に至る事象が起きた場合においても、町民が冷静かつ適切な行動を取れるように、今後も平常時から空間放射線量に関する正確な数値の発信を行う必要がある。
強靱化施策の推進方針	原子力規制庁が町内に設置した可搬型モニタリングポスト、リアルタイム線量測定システム等により、町は、町内の空間放射線量の監視と把握に努めるとともに、町民の放射線への不安の払拭に向け、町内の空間放射線量の測定値を毎月広報紙に掲載し町民に周知を図っており、今後も継続して取り組ん

	でいく。再び放射性物質の放出に至る事象が起きた場合においても、町民が冷静かつ適切な行動を取れるように、町は、広報紙等において、今後も空間放射線量に関する正確な数値の発信を行う。
--	--

(3) 放射線教育の推進・・・・・・・・【施策分野 10】(健康保険課・教育委員会事務局)

脆弱性評価	町民が、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を身に付けられるよう、放射線教育を実施する必要がある。
強靱化施策の推進方針	放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を身に付けられるよう、児童生徒に対して、町教育委員会は、『正しく恐れ、賢く避ける』を基本方針とした放射線教育を実施しており、継続して取り組んでいく。また、住民に対して、町は、関係機関と連携し、放射線教育を実施しており、継続して取り組んでいく。

《再掲載事業》

- (4) 防災拠点をつなぐ体系的な道路ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)
・・・・・・・・【施策分野 6】(まちづくり整備課)
- (5) 学校施設の機能強化、長寿命化 再掲 (P15 参照)
・・・・・・・・【施策分野 3、11】(教育委員会事務局)
- (6) 防災行政無線システムの適正な管理・運用 再掲 (P16 参照)
・・・・・・・・【施策分野 1、4】(総務課)
- (7) 防災行政無線戸別受信機の設置 再掲 (P16 参照)
・・・・・・・・【施策分野 1、4】(総務課)
- (8) 緊急情報の伝達手段の多重化 再掲 (P17 参照)
・・・・・・・・【施策分野 1、4】(総務課・企画財政課)
- (9) 消防団の充実強化 再掲 (P17 参照)・・・・・・・・【施策分野 1】(総務課)
- (10) 自主防災組織の育成支援 再掲 (P17 参照)・・・・・・・・【施策分野 10】(総務課)
- (11) 避難所の開設運営 再掲 (P18 参照)・・・・【施策分野 3】(教育委員会事務局)

- (12) 施設管理者と連携した円滑な避難所の開設 再掲（P18 参照）
．．．．．【施策分野 3】（教育委員会事務局）
- (13) 避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営 再掲（P18 参照）
．．．．．【施策分野 3】（教育委員会事務局）
- (14) 避難行動要支援者の把握 再掲（P19 参照）．．．【施策分野 3】（介護福祉課）
- (15) 保護者への迅速で確実な情報伝達 再掲（P19 参照）
．．．．．【施策分野 10】（教育委員会事務局）

リスクシナリオ
7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 耕作放棄地の発生防止と解消・・・・・・・・・・【施策分野7】(農林水産課)

脆弱性評価	農地には、雨水を一時的に湛水する働きや下流域への土壌流出防止等の多面的機能を有しており、耕作放棄地の増大は、自然災害時の被害拡大リスクを増加させる。農業委員会では、利用状況調査により耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、耕作放棄地の発生防止と解消に向けて、啓発活動や所有者や耕作者に対し適正管理への指導を行っており、今後も継続していく必要がある。
強靱化施策の推進方針	農地が有する洪水・土砂災害防止をはじめとする多面的機能を維持するため、農業委員会は、引き続き耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積を推進し、新たな耕作放棄地の発生防止と解消に向けた活動を行う。

(2) 有害鳥獣被害防止対策の充実強化・・・・・・・・・・【施策分野7】(農林水産課)

脆弱性評価	サル、イノシシ等により農作物に大きな被害が出ており、鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生が懸念されていることから、電気柵やイノシシ等の捕獲、関係機関と連携した有害鳥獣による農業被害の防止に取り組む必要がある。		
強靱化施策の推進方針	町は、電気柵等による被害防除、鳥獣を寄せ付けないための環境整備、被害を及ぼす個体の捕獲等、地域全体での総合的な対策に取り組み、有害鳥獣被害の防止を推進する。		
指 標	有害鳥獣捕獲依頼件数	現在値	目標値(令和7年度)
		100件/年(令和元年度)	10件/年

(3) 農業・林業の担い手確保と育成・・・・・・・・・・【施策分野7】(農林水産課)

脆弱性評価	農業については、農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいく必要がある。林業については、林業労働者の減少と高齢化、東日本大震災及び原子力災害に伴う放射線量が高い地区での対応が課題となっている。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業担い手の確保・育成についての情報を発信していく必要がある。
-------	--

強靱化施策 の推進方針	町は、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保と育成や、企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。また、町は、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実等、林業担い手の確保と育成についての情報を発信していく。		
指 標	水稻作付面積	現在値	目標値（令和7年度）
		90ha（令和2年9月末）	703ha

《再掲載事業》

- （４）森林の整備及び治山施設の整備 **再掲（P26 参照）**
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 7、9】（農林水産課）
- （５）食糧生産基盤の整備（ほ場区画整備） **再掲（P48 参照）**
 ・ ・ ・ ・ ・【施策分野 7】（農林水産課）

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害廃棄物処理体制の強化・・・・・・・・・・【施策分野 8】(住民課)

脆弱性評価	大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、収集運搬、処理・処分等を円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要である。
強靱化施策の推進方針	災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理できるようにするため、町は、県の計画や国の災害廃棄物対策指針を把握し、これらに基づいた町の災害廃棄物処理計画の策定、及び処理体制を整える。大量に発生する災害廃棄物の収集運搬、処理について、町は県との連携を図り、より広域の処理体制を整え、災害廃棄物の処理体制を強化する。また普段から、町民へのごみ減量や再資源化に関する知識の普及に努め、分別を徹底し、ごみ排出量の削減を図ることによって郡内処理施設を使用できるようにする。

リスクシナリオ	
8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害ボランティア受入体制の確立・・・・・・・・・・【施策分野 3、10】(総務課)

脆弱性評価	現在、町は、災害時に災害ボランティアを円滑に受け入れるため、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置から運営に関わっている。災害ボランティアの速やかな受け入れのためには、ボランティアの受入体制を早期に整える必要があることから、町社会福祉協議会との平常時からの連携が重要となる。しかし、現状は、災害ボランティアセンターの設置について、その都度、町及び町社会福祉協議会が協議をしている状況である。
強靱化施策の推進方針	災害時に速やかに災害ボランティアセンターの設置ができるよう、町は、町社会福祉協議会との平常時からの連絡・支援体制の強化を図る。

《再掲載事業》

(2) 災害時の受援・応援体制の構築 再掲(P40 参照)・・【施策分野 1】(総務課)

リスクシナリオ
8-3 貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 文化財の保護・保存対策・・・・・・・・・・【施策分野1】(教育委員会事務局)

脆弱性評価	東日本大震災において、町内に所在する指定文化財も大きな被害を受け、修復が完了していない建造物も存在している。修復が完了した文化財についても、設備面での防犯や防火対策のほか、震災前に実施していた地域住民を中心とした防災・防火訓練の再開、町への寄託資料（原子力発電所事故の影響による長期避難に伴う管理不能地域資料等）の受け入れ環境の整備に取り組む必要がある。 また、地域で継承されてきた伝統芸能については、従来から少子高齢化の影響により中断する場合もある等、継承が困難な状況が進んでいましたが、東日本大震災による住民の全国への避難により活動を休止せざるを得ない状況が続いている。
強靱化施策の推進方針	修復が必要となっている文化財の修復に向けた支援を継続するとともに、文化財防火デーの再開に向けた検討を行う。 また、町で所蔵する発掘調査による出土遺物や住民の長期避難に伴う町への寄託資料等の喪失を防ぐため、収蔵環境の整備を図る。 合わせて伝統芸能の継承と将来的な復活に向けて、活動費の補助や記録映像化を図る。

リスクシナリオ	
8-4	事業用地の確保・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(1) 応急仮設住宅等用地の選定

・・・・・・【施策分野2、5】（まちづくり整備課・産業振興課）

脆弱性評価	災害後に円滑な復旧・復興をするために、あらかじめ仮設住宅・仮店舗・仮設事務所等が整備できる用地を選定する必要がある。
強靱化施策の推進方針	町では、地籍調査（国土調査）を完了しており、これを基に仮設住宅・仮店舗・仮設事業所等が整備できる用地の選定を図る。また、災害時のごみ等の集積場所や、自衛隊等の関係機関の災害支援拠点等の用地との重複を避けるため、相互に情報共有を図る。

(2) 応急仮設住宅の整備・・・・・・【施策分野2】（まちづくり整備課）

脆弱性評価	応急仮設住宅の建築は、原則として、災害救助法が適用された場合は県知事、災害救助法が適用されない場合は町長が実施する。ただし、町において処理できない場合は、県災害対策本部に広域応援を要請し実施する。 これらのことから、平時から県及び関係機関等と連携を図る必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、あらかじめ定めた用地に応急仮設住宅を円滑に整備するため、平時から県及び関係機関等と連携を図る。

(3) 民間賃貸住宅等の借上げによる応急住宅の供与・・・・・・【施策分野2】（住宅水道課）

脆弱性評価	大規模な災害により長期の避難生活が見込まれる場合、公営住宅のあっせんに加え、必要に応じて、民間アパート等の賃貸住宅等の所有者・管理者と協議のうえ確保し、あっせんする必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、平時から、災害時の公営住宅のあっせんを円滑に進められるよう、管理を行う。また、災害時に民間賃貸住宅等のあっせんができるよう、平時から関係機関等と連携を図る。

(4) 被災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の整備・・・・・・【施策分野2】（住民課）

脆弱性評価	大規模災害発生時は、応急復旧業務が膨大となり町職員のマンパワー不足が想定され、被災家屋調査や罹災証明書発行の遅れが被災者の生活再建の遅れ、さらには、被災地全体の復興の遅れにつながる事態となる。そのため、町は、これらの業務にあたる町職員の確保はもとより、県や他自治体からの応援職員の受援体制の整備に努め、迅速な被災家屋調査や罹災証明書発行を実施する体制の整備が必要である。
強靱化施策	町は、被災者の早期生活再建、被災地全体の早期復興を可能とするため、業

の推進方針	務にあたる町職員の確保はもとより、県や他自治体からの応援職員の受援体制の整備に努め、迅速な被災家屋調査や罹災証明書発行を実施する体制を整備する。
-------	--

《再掲載事業》

(5) 無電柱化の推進 再掲 (P13 参照)【施策分野 2】(まちづくり整備課)

(6) 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)
.【施策分野 6】(まちづくり整備課)

(7) 交通ネットワークの整備 再掲 (P14 参照)
.【施策分野 6】(総務課・まちづくり整備課)

(8) 橋梁・トンネルの耐震対策 再掲 (P15 参照)
.【施策分野 6】(まちづくり整備課)

(9) 橋梁・トンネルの長寿命化 再掲 (P15 参照)
.【施策分野 6、11】(まちづくり整備課)

(10) 公共下水道施設の計画的な改築更新 再掲 (P23 参照)
.【施策分野 2、8、11】(住宅水道課)

(11) 緊急輸送路の防災・減災対策 再掲 (P31 参照)
.【施策分野 6】(まちづくり整備課)

リスクシナリオ
8-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

(1) 風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

・・・・・・・・【施策分野 5、7、10】（産業振興課、農林水産課）

脆弱性評価	町は、東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評被害の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や第一次産品等の魅力等についての情報発信等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応等の風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、町は、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。
強靱化施策の推進方針	町は、東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や産品等の魅力等についての情報発信等に取り組んでいる。町は、災害発生後に、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく。

《再掲載事業》

(2) 家畜伝染病対策の充実強化 再掲（P36 参照）

・・・・・・・・【施策分野 7、8】（農林水産課）

(3) 空間放射線量の監視と町民への情報提供 再掲（P58 参照）

・・・・・・・・【施策分野 1、8、10】（総務課）

(4) 放射線教育の推進 再掲（P56 参照）

・・・・・・・・【施策分野 10】（健康保険課・教育委員会事務局）

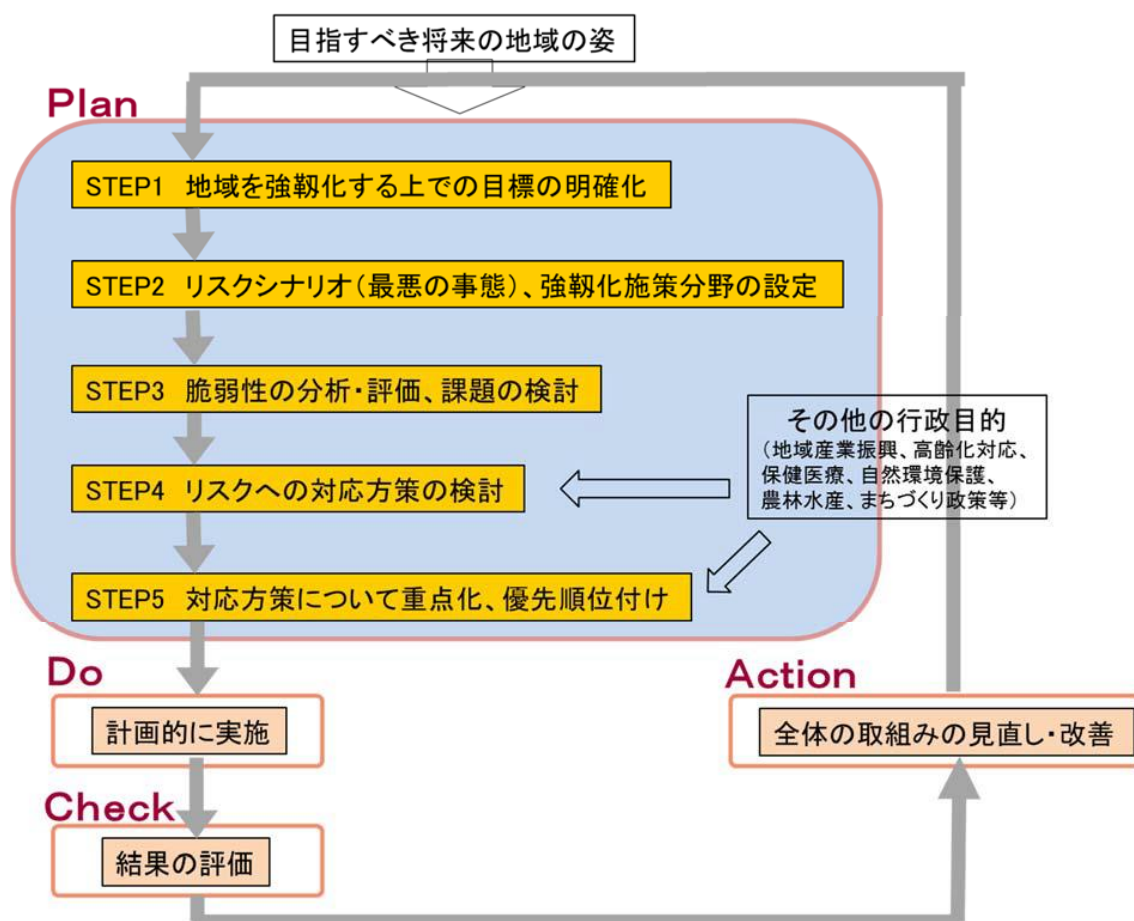
第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、町での横断的な取り組みの下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、強くしなやかな地域づくりに取り組む。

2 進捗管理及び見直し

各施策の達成状況や進捗状況を適宜検証し、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



巻末資料 1

施策分野ごとの強靱化施策

1 行政機能／消防等

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
公共施設等総合管理計画の推進	1-1、3-2	企画財政課
防災行政無線システムの適正な管理・運用	1-1、1-2、1-3、1-4、3-2、 4-1、4-2、4-3、7-2	総務課
防災行政無線戸別受信機の設置	1-1、1-2、1-3、1-4、3-2、 4-1、4-2、4-3、7-2	総務課
緊急情報の伝達手段の多重化	1-1、1-2、1-3、1-4、3-2、 4-1、4-2、4-3、7-2	総務課 企画財政課
消防団の充実強化	1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、 3-1、4-3、7-2	総務課
防災備蓄倉庫の整備及び適正な管理・運営	2-1、2-6、3-2	総務課
防災拠点施設の機能確保	3-2、4-1	総務課 企画財政課
福島県総合防災情報ネットワークシステムの 管理・運用	3-2、4-1	総務課
地域防災計画の修正	3-2	総務課
業務継続計画（BCP）の策定・修正	3-2	総務課
ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）等	3-2	企画財政課
職員の防災訓練（図上訓練）の実施	3-2	総務課
災害時の受援・応援体制の構築	3-2	総務課
原子力発電所の廃炉作業等への監視体制の 確保	7-2、8-5	総務課
空間放射線量の監視と町民への情報提供	7-2、8-5	総務課
文化財の保護・保存対策	8-3	教育委員会事務局

2 住宅・都市

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
住宅・建築物の耐震化等	1-1、6-3	まちづくり整備課
公営住宅等改修事業の促進	1-1、1-4	住宅水道課
公園等の安全対策	1-1、1-4	まちづくり整備課
無電柱化の推進	1-1、1-4、2-1、2-2、2-4、 4-1、5-1、6-1、8-4	まちづくり整備課

浸水対策事業	1-3、1-4、2-1、2-2、6-2	総務課 まちづくり整備課 住宅水道課
雨水排水施設等の整備	1-3、1-4、2-1、2-2、6-2	住宅水道課
公共下水道施設の計画的な改築更新	1-3、2-5、2-6、6-2、8-4	住宅水道課
応急仮設住宅等用地の選定	8-4	まちづくり整備課 産業振興課
応急仮設住宅の整備	8-4	まちづくり整備課
民間賃貸住宅等の借上げによる応急住宅の 供与	8-4	住宅水道課
被害家屋調査体制及び罹災証明発行体制の 整備	8-4	住民課

3 保健医療・福祉

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
学校施設の機能強化、長寿命化	1-1、1-2、1-3、1-4、2-6、 7-2	教育委員会事務局
救急・救命体制の整備	1-1、1-2、1-3、1-4、2-3	総務課
避難所の開設運営	1-1、1-2、1-3、1-4、2-6、 7-2	教育委員会事務局
施設管理者と連携した円滑な避難所の開設	1-1、1-2、1-3、1-4、7-2	教育委員会事務局
避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難 所の開設運営	1-1、1-2、1-3、1-4、2-6、 4-3、7-2	教育委員会事務局
避難行動要支援者の把握	1-1、1-2、1-3、1-4、2-6、 4-3、7-2	介護福祉課
感染症予防対策の推進	2-5、2-6	健康保険課
スポーツ等施設の老朽化対策	2-6	教育委員会事務局
災害ボランティア受入態勢の確立	8-2	総務課

4 ライフライン・情報通信

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
防災行政無線システムの適正な管理・運用 【再掲】	1-1、1-2、1-3、1-4、3-2、 4-1、4-2、4-3、7-2	総務課
防災行政無線戸別受信機の設置【再掲】	1-1、1-2、1-3、1-4、3-2、 4-1、4-2、4-3、7-2	総務課
緊急情報の伝達手段の多重化【再掲】	1-1、1-2、1-3、1-4、3-2、	総務課

	4-1、4-2、4-3、7-2	企画財政課
防災備蓄倉庫の整備及び適正な管理・運営 【再掲】	2-1、2-6、3-2	総務課
上水道施設の強靱化	2-1、2-6、5-2、6-2	住宅水道課
断水時の給水活動体制の整備	2-1、6-2	住宅水道課
福島県総合防災情報ネットワークシステムの 管理・運用【再掲】	3-2、4-1	総務課
再生可能エネルギーの導入拡大	6-1	住宅水道課 施設所管課等

5 経済・産業

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
産業団地へ供給する水道設備の強靱化	2-1、5-1、6-1、6-2	産業振興課 住宅水道課
企業等の事業継続力の強化	5-1	産業振興課
応急仮設住宅等用地の選定【再掲】	8-4	まちづくり整備課 産業振興課
風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等	8-5	産業振興課 農林水産課

6 交通・物流

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
落石・土砂流入防止施設の整備	1-1、1-4、2-2	まちづくり整備課
防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワーク の整備	1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、 2-2、2-4、5-1、6-3、7-2、 8-4	まちづくり整備課
交通ネットワークの整備	1-1、1-2、1-3、1-4、2-2、 5-1、6-3、8-4	総務課 まちづくり整備課
歩行者避難空間の確保	1-1、1-2、1-3、4-3、6-3	まちづくり整備課
橋梁・トンネルの耐震対策	1-1、1-4、2-1、2-2、6-2、 6-3、8-4	まちづくり整備課
橋梁・トンネルの長寿命化	1-1、1-4、2-1、2-2、6-2、 6-3、8-4	まちづくり整備課
津波避難路等の整備	1-2、4-3	まちづくり整備課
緊急輸送路の防災・減災対策	2-1、2-2、2-4、5-1、6-1、 6-3、8-4	総務課

道路管理者間の連携体制の構築	2-2、4-3	まちづくり整備課
地域公共交通等の確保	6-3	企画財政課

7 農林水産

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
湛水防除施設の整備等	1-3	農林水産課
森林の整備及び治山施設の整備	1-4、7-3	農林水産課
農道・林道の整備	2-2、5-2	農林水産課
家畜伝染病対策の充実強化	2-5	農林水産課
水産関連施設の整備等	5-1、5-2	農林水産課
食糧生産基盤の整備（ほ場区画整備）	5-2、7-3	農林水産課
農林水産施設の長寿命化、防災減災	5-2、7-1	農林水産課
農業用水の渇水対策	5-3	農林水産課
ため池の決壊等による被害の防止	7-1	農林水産課
ダムの維持管理・老朽化対策	7-1	農林水産課
耕作放棄地の発生防止と解消	7-3	農林水産課
有害鳥獣被害防止対策の充実強化	7-3	農林水産課
農業・林業の担い手確保と育成	7-3	農林水産課
風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等【再掲】	8-5	産業振興課 農林水産課

8 環境

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
公共下水道施設の計画的な改築更新【再掲】	1-3、2-5、2-6、6-2、8-4	住宅水道課
家畜伝染病対策の充実強化【再掲】	2-5	農林水産課
合併処理浄化槽への転換促進	2-5、6-2	住宅水道課
原子力発電所の廃炉作業等への監視体制の確保【再掲】	7-2	総務課
空間放射線量の監視と町民への情報提供【再掲】	7-2、8-5	総務課
災害廃棄物処理体制の強化	8-1	住民課

9 国土保全・土地利用

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
河川の改修の推進・維持管理の強化等	1-3、1-4、2-1、2-2、4-3、6-2	まちづくり整備課

普通河川の土砂浚渫	1-3、1-4、2-1、2-2、6-2	まちづくり整備課
土砂災害防止対策の推進	1-4、2-1、2-2、6-2、6-3、7-1	まちづくり整備課
森林の整備及び治山施設の整備【再掲】	1-4、7-3	農林水産課

10 リスクコミュニケーション

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
自主防災組織の育成支援	1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、3-1、4-3、7-2	総務課
救急・救命体制の整備【再掲】	1-1、1-2、1-3、1-4、2-3	総務課
保護者への迅速で確実な情報伝達	1-1、1-2、1-3、1-4、4-3、7-2	教育委員会事務局
防災教育の推進	1-1、1-2、1-3、1-4	教育委員会事務局
津波の緊急避難場所標識の設置	1-2、4-3	総務課
津波ハザードマップの作製、活用の促進	1-2	総務課
洪水ハザードマップの作製、活用の促進	1-4、4-3	総務課
土砂災害ハザードマップの作製、活用の推進	1-4、4-3	総務課
防災備蓄倉庫の整備及び適正な管理・運営【再掲】	2-1、2-6、3-2	総務課
防犯体制の充実	3-1	総務課
地域防災計画の修正	3-2	総務課
原子力発電所の廃炉作業等への監視体制の確保【再掲】	7-2	総務課
空間放射線量の監視と町民への情報提供【再掲】	7-2、8-5	総務課
放射線教育の推進	7-2、8-5	健康保険課 教育委員会事務局
災害ボランティア受入態勢の確立【再掲】	8-2	総務課
風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等【再掲】	8-5	産業振興課 農林水産課

11 老朽化対策

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
公営住宅等改修事業の促進【再掲】	1-1、1-4	住宅水道課
橋梁・トンネルの長寿命化【再掲】	1-1、1-4、2-1、2-2、6-2、	まちづくり整備課

	6-3、8-4	
学校施設の機能強化、長寿命化【再掲】	1-1、1-2、1-3、1-4、2-6、7-2	教育委員会事務局
公共施設等総合管理計画の推進【再掲】	1-1、3-2	企画財政課
公共下水道施設の計画的な改築更新【再掲】	1-3、2-5、2-6、6-2、8-4	住宅水道課
農林水産施設の長寿命化、防災減災【再掲】	5-2、7-1	農林水産課
ダムの維持管理・老朽化対策【再掲】	7-1	農林水産課

浪江町国土強靱化地域計画
浪江町 総務課 防災安全係

〒 979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電 話 : 0240-34-0229 F A X : 0240-35-5352

【履歴】

令和 3 年 3 月 19 日 浪江町国土強靱化地域計画 策定